

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省医政局参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）付医療情報室

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するFAQについて

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 6 年 1 月 31 日医政参
発 0131 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子カルテ情
報標準規格準拠対応事業）」に関して、別添のとおりFAQを作成しましたので、
貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底
を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

電子カルテ情報共有サービスに関するよくある質問（FAQ）

4 導入にあたっての補助金や費用について

（１）申請対象について

問 電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備をするために、未導入であったオンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスを導入した場合、オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスの導入費用も補助金の交付対象となりますか。

（答）

オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスの導入費用は、電子カルテ情報共有サービスの補助金の対象とはなりません。

電子カルテ情報共有サービスに係る補助金申請は、既にオンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスを導入（電子処方箋管理サービスにあつては、導入する旨の申し出がある場合は導入しているとみなします。）していることが前提です。

そのため、前提を満たしたうえで、電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備にかかった費用のみが対象となります。

（２）申請方法について

問 電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備のためのシステム改修等に関して、どのタイミングで補助金申請を行うこととなりますか。

（答）

システム改修後、システムベンダ等に費用を支払ったのち、添付書類を添えて申請をお願いします。（事前申請ではなく、精算後申請となります。）

なお、オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスとは補助金申請のタイミングが異なり、利用申請や運用開始日入力作業の前に、補助金申請を行うこととなっておりますのでご注意ください。

（３）申請対象について

問 健診システムベンダの対応が遅れているため、2文書6情報に関する改修を先に行い、残りの1文書（健康診断結果報告書）は追って改修するという段階的な導入を検討していますが、その場合、補助金の申請を複数回に分けて実施することは可能でしょうか。

（答）

二重請求防止等の観点から、同一保険医療機関（医科）の病院における複数回

申請は認めておりません（2回目以降の申請は、補助金の交付対象事業であっても不交付決定になります）。

このため、電子カルテ情報共有サービスを利用できるシステムの環境整備を段階的に実施いただく場合でも、3文書6情報の改修完了後に補助金の申請を1回にまとめて実施してください。

（４）申請方法について

問 オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービスに係る補助金のように、一括申請を行うことはできませんか。

（答）

電子カルテ情報共有サービスに係る補助金の申請において、一括申請を行うことはできません。

（５）補助金返還条件について

問 要領には書かれていませんが、医療機関等向け総合ポータルサイトのページには、運用開始日を入力したあと、「申請施設から電子カルテ情報共有サービスへの接続実績あるかどうかについて、電子カルテ情報共有サービス運営主体側で確認します。接続実績が認められない場合、補助金の返還をしていただく場合がございます」とあります。「運用開始日」の定義は何でしょうか。

（答）

電子カルテ情報共有サービスに接続し、各提供サービス（文書送付サービス、6情報・健診結果閲覧サービス）が利用できる状態で診療を行う初日とお考えください。

（６）補助金返還条件について

問 要領には書かれていませんが、医療機関等向け総合ポータルサイトのページには、運用開始日を入力したあと、「申請施設から電子カルテ情報共有サービスへの接続実績があるかどうかについて、電子カルテ情報共有サービス運営主体側で確認します。接続実績が認められない場合、補助金の返還をしていただく場合がございます」とあります。具体的には何を確認するのでしょうか。

(答)

具体的には、運用開始日を入力いただいた施設で、運用テストを含めて電子カルテ情報共有サービスが提供するサービスすべて(文書送付サービス、6 情報・健診結果閲覧サービス)のご利用があるかを確認します。なお、電子カルテ情報共有サービス運営主体側で系統的に確認しますので、各施設で接続実績を示す書類等を提出していただく必要はありません。